

## 英仏独日の教育課程基準と教科書に関する研究

### Curriculum Standards and Textbooks in England, France, Germany and Japan

大津尚志\*

OTSU Takashi\*

#### Abstract

In England, France, Germany, and Japan, curriculum standards are made by the Ministry of Education. Textbooks are published by private companies. In each country, to what extent do the standards influence textbooks? In England and France, they can publish textbooks freely, but in Germany and Japan, the Ministry of Education authorizes textbooks. Is there some difference between the former countries and the latter? I compare curriculum standards and textbooks of four countries, and I attempt a suggestion at an actual textbook system and contents in Japan.

#### 1. はじめに

イギリス（本稿では England を指す）はナショナル・カリキュラム、フランスはプログラム、ドイツはラーメンプランなど、日本は学習指導要領といった教育課程基準が存在する。教室での教育実践には出版社によって教育課程基準を参照して作成される教科書が影響を与えるということは、各国においてその程度の強弱はあるにせよ共通の現象である。教科書に関してはイギリス、フランスは自由発行であり、ドイツ、日本は検定が存在する。ここでは、各国の義務教育段階における教育課程基準とその教科書への影響の実態を認識し、日本の教科書制度や教科書記述内容に関する実態に対して示唆を得ることを目的とする。教育の機会均等が保障されるためには、教科書のある程度の統一性は必要と考える。一方で、よりよい教科書が作成され、採択されるためには多様な教科書が作成され発行される自由があることも必要である。そのバランスは各国でどのようにとられているのであろうか。

本稿作成にあたって参照した教育課程基準はすべての学年、教科に及ぶものではない。教育課程基準が教科書に与える影響は教科によって大きな違いがあるとは通常考えられないので、一部の教科を見るだけでも十分であると考え。また、教科書に関しては本稿で直接とりあげているもの以外の教科書も参照して、教育課程基準の与える影響の強さを見た上で、議論を組み立てている。

なお、教科書記述内容は試験、特に進路決定にかかわる試験などの教育評価制度に影響をうけると考えるゆえ

に、それらについても言及する。そのために、進路決定が行われる学年ということで、イギリスは KS4 用、フランスは中学 4 年生用、ドイツは小学 4 年生用、日本は中学 3 年生用の教育課程基準・教科書を分析対象とした。

#### 2. イギリスにおける教育課程基準と教科書

イギリスにおいてナショナル・カリキュラムは法的拘束力を有する (statutory) のが原則である<sup>(1)</sup>。主な教科においては各キーステージ、各教科に「学習プログラム」と「到達目標」が設定される。イギリスの教科書は自由発行であり、そもそも教科書使用義務は存在しない。中等教育の KS4、citizenship 科を見ると【図 1】のとおり、ナショナル・カリキュラムの項目数は 10 である<sup>(2)</sup>。【図 2】の John Murray 教科書目次<sup>(3)</sup>を見ると、ナショナル・カリキュラムの項目との一致は全く見られない。他の出版社の教科書を見てもそれは同じで、教科書によって構成は様々である<sup>(4)</sup>。【図 2】の教科書目次を見ると例えば、ナショナル・カリキュラムの項目 e にある「企業と財政サービスの役割を含めて、どのように経済は機能しているのか。」についてはほとんど言及がない。

イギリスにおいては、義務教育が修了する 16 歳では GCSE 試験があるが、試験問題を見ると、「何を知っているか」はさほど重要視されない。ナショナル・カリキュラムは到達目標を設定しているが、「自分の意見を形成し表現する」「活動に効果的に参加する」「個人、集団の責任を示す」といった技能 (スキル) を身につけているかが重要視される試験が行われている。たとえば、「自分が

\* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

市民として行った活動について、そのときの目標や活動内容や遭遇した困難について答える」「試験場で与えられたデータに基づいて説明文を書く」「大きなテーマ（「人権」「権力、政治とメディア」「地球村」）から1つを選択して論述を書く」などである<sup>(5)</sup>。

試験を受けるにあたって、実際に活動したことについて書く力やデータを解釈する力、また一つのテーマにつ

いて掘り下げる力（なお、出題範囲は「内容要目」によって事前公開されているゆえ受験生はあらかじめ一つのテーマについて掘り下げて勉強できる）が求められる。

学習プログラムに沿って細部にわたってまでの知識の有無が大きな問題となるわけではない。ゆえに、多様、自由な教科書記述が可能となる。なお、教科書採択は各学校というより各教師に任せられているといえる<sup>(6)</sup>。

【図 1】イギリスのナショナルカリキュラム、学習プログラム

情報を持った市民となるための知識と理解

a 法的な権利と人権、社会をささえる責任。民事、刑事裁判制度の役割や機能を含めてそれらがどのように市民にかかわるか。

b イギリスにおけるさまざまな国、地方、宗教、民族のアイデンティティの多様性の起源と意味を相互に尊重し理解することの必要性

c 法を制定し適用していくための議会、政府、裁判所の任務

d 民主的な政治過程、選挙の過程に積極的に参加することの重要性

e 企業と財政サービスの役割を含めて、どのように経済は機能しているのか。

f 個人あるいはボランティア集団が、地方で、国で、ヨーロッパで、国際的に社会の変革を引き起こす機会

g 報道の自由の重要性。インターネットを含めて情報を提供し世論に影響を与えるメディアの社会における役割

h 消費者、雇用者、被雇用者の権利と責任

i イギリスのヨーロッパ（EUを含めて）、英連邦、国連との関係

j 持続可能な発展、Local Agenda21を含めて、地球規模の相互依存、責任にかかわるより広い問題、挑戦

【図 2】John Murray 社 This is citizenship 2 教科書目次

**Section 1 ルール、公正、参加、法は少年を公正に扱っているか？**  
 1.1 法はどのように少年に影響を与えるか 1.2 なぜ少年は法を破るか 1.3 捕まったとき、少年犯罪者には何がおきるか 1.4 少年犯罪者の制度の内部 1.5 情報 少年裁判制度

**Section 2 人間の権利と責任、すべての人に同じ権利？**  
 2.1 正しい、間違っている？ 2.2 ある婦人の選ぶ権利 2.3 人権法 2.4 我々はあなたがどこにいるか知っている 2.5 すべての人に等しい機会？ 2.6 すべての人にアクセス？ 2.7 人物紹介：障害をもった有名人 2.8 イギリス法における人権

**Section 3 地方政府とコミュニティ 地方での決定にどのようにして発言するか**  
 3.1 地方はどのようなものか.. あなたはどうやってそれを良くすることができるか？ 3.2 お金を払えば手に入れることができますか 3.3 何か変えることができますか 3.4 情報 議会の役割

**Section 4 中央政府と議会、どのようにして政治は動くか？**  
 4.1 政党 4.2 どうやって議員になるか 4.3 解決せよ！学級選挙を行う 4.4 政治家に圧力をかける 4.5 内閣は何をするか 4.6 どの種の政府をあなたは選びますか？ 4.7 情報：政党、選挙と議会

**Section 5 メディアと社会、ニュースとは何か？**  
 5.1 何がよいニュースの話をつくるか 5.2 あなた自身のラジオニュースを書いて見なさい 5.3 ニュースにひねりを与える 5.4 だれがニュースのなかにいたがるか？ 5.5 出版はいかに自由であるべきか 5.6 情報：メディアとコントロール

**Section 6 グローバル・シティズンシップ あなたは世界を変えることができるか？**  
 6.1 貿易はいかにしてより公正になるか 6.2 貿易のわな—公正な貿易ゲーム 6.3 きつい仕事！ 6.4 観光事業は他国の人々にいかに影響を与えるか？ 6.5 Myssia での観光事業をどうやって発達させるか？ 6.6 旅行—良いこと、悪いこと、不快 6.7 連合王国と EU 6.8 情報：EU

### 3. フランスにおける教育課程基準と教科書

学習指導要領は国民教育省官報に掲載される。その項目は例えば中学4年公民であれば、【図 3】<sup>(7)</sup> のとおりである。項目ごとにさらに5~10行程度の解説がつけられる。例えば「共和国の価値、原理とシンボル」のところでは「フランスでは共和国が結び付けられるところの原理と価値は憲法において宣言されている。『共和国は不可分、非宗教的、民主的、社会的である』それは歴史的につくられたものであり、法と権力の組織を生み出す。フランス共和国はシンボルを持つ。標語（自由、平等、友愛）、国歌（ラ・マルセイエーズ）、国旗、肖像（マリアンヌ）である。」となっている。

それは、各教科、各学年ごとにその内容を規定しているものであり、イギリスと比べて詳細なものである。週当たり授業時数の規定もある。ただし法的拘束力があるとは考えられていない。実態として週当たり授業時数の基準も守られていないこともある<sup>(8)</sup>。教師はしばしば学習指導要領に従わないがそれでよいと考えられている。教科書の作成は自由であり、また教科書使用義務もない。しかし多くの学校では教科書が使われている。また、【図 3】【図 4】のとおり、教科書を見ると学習指導要領の項目に従ってつくられていることは明白である。それは、他の出版社の教科書を見ても同じである<sup>(9)</sup>。教科書に学習指導要領が掲載されていることもある。章立てはとも

かく、教科書のそれ以下の内容、体裁、形式などは教科書出版社によって多様性が存在している<sup>(10)</sup>。例をあげると、「共和国の原理とシンボル」のところでも、三色旗やラ・マルセイエーズの取り上げ方についても様々である。中には「ラ・マルセイエーズがフランスのスタジアムでやじられる」という見開き2ページのコラムをつくり、ラ・マルセイエーズに対する首相、コルシカのサポーター、歴史家、議員などのさまざまな見解を紹介する教科書もある<sup>(11)</sup>。

「学習指導要領は大綱であって拘束ではない<sup>(12)</sup>」という運用がされ、「出版社はまったく自由に学習指導要領を解釈でき、教科書に代表される主な教材の選択は教師の責任<sup>(13)</sup>」とされる。

フランスではコレージュ修了時において前期中等教育終了試験（DNB）試験があり、2005年教育基本法（フ

ィオン法）32条により必修化されたが、それは学習指導要領の分野ごとに問題がつくられている<sup>(14)</sup>。ゆえに教科書出版社としては、学習指導要領と合致する内容で教科書を作成したほうが売り上げが増えることが予想され、それゆえ学習指導要領と教科書の項目が一致すると考えられる。しかし、前期中等教育終了試験（DNB）試験は、15行程度の論述を書くことも求められ、単純な「知識の有無」だけでは解答できないものとなっている<sup>(15)</sup>。各学習指導要領の項目ごとに思考を求める出題がなされている。

なお、フランスの教科書採択単位は学校である。教員の要望を尊重して、各学校の学校委員会（小学校、校長、教員、親代表などによって構成）・学校管理委員会（中学、校長、教員、生徒代表、保護者代表などによって構成される）が採択の方針を定めている。

【図3】学習指導要領（第4学年公民）

<p><b>I 市民、共和国、民主主義</b> 市民性 共和国の価値、原理とシンボル 民主主義</p> <p><b>II 共和国の権力の組織</b> 第5共和政の制度 国の行政と地方自治体 フランスの制度とEU 選挙</p> <p><b>III 政治的、社会的市民性</b> 関与者、社会生活における市民</p> <p><b>IV 民主主義の討論</b> 世論とメディア 問題となる国家 or 社会・政治生活における女性の地位</p> <p><b>V 防衛と平和</b> 国防、手段の安全と平和 連帯と国際協力</p>
---

【図4】Nathan社教科書目次<sup>(16)</sup>

<p><b>I 市民、共和国、民主主義</b> 市民の共同体 市民であること：権利と義務 EUにおける市民 フランス共和国の原理 共和国のシンボル 第5共和政と民主主義</p> <p><b>II 共和国の権力の組織</b> 憲法、最高法規 行政権 立法権 法の制定 国の行政 地方自治体 フランスの制度とEU 選挙：市民にかかわる事柄 さまざまな政治選挙</p> <p><b>III 政治的、社会的市民性</b> 政党 労働権と組合 結社と圧力団体</p> <p><b>IV 民主主義の討論</b> メディアと民主主義 問題となる国家 民主主義、科学と防衛 女性の地位</p> <p><b>V 防衛と平和</b> 国の防衛の問題点 国の防衛組織 平和を維持するために：国連 国際協力と連帯</p>
--

#### 4. ドイツにおける教育課程基準と教科書

ドイツでは教育は州（Land）の権限とされる。州ごとに学習指導要領がつくられる。州ごとのカリキュラムを比較すると、大幅な違いは見られない。「事実教授」科などは州ごとに地元に着した教科書がつくることができるという利点がある<sup>(17)</sup>。いわゆる PISA ショック（ドイツの学力は先進国中ほぼ最下位）の後、常設文部科学大臣（Kultusministerkonferenz）による共通基準（Bildungsstandards）の作成が行われているが、小学校第4学年修了時のドイツ語、算数、基幹学校第8学年修了時のドイツ語、算数、第一外国語など一部の教科に限られる。それは、学力到達目標を示している。大多数の教科は州による基準のみである。各州が法令を定めるが、例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、学校法第29条において「所管省は授業のための基準（学習指導要領）を公布する。これらは特に教育の進め方、授

業科目、学習領域の目的、内容を定め、期待される学習成果を定める」とあり、学習指導要領は法的なものとして位置づけられている。同州学校法第30条「学習教材は教科書、その他の媒体である。」とあるが、バーデン・ヴュルテンベルク州など教科書使用義務が法的に明記されていない州もある。

実際に公布されている学習指導要領<sup>(18)</sup>はきわめて詳細なものである。例えば、バイエルン州の「事実教授」の小学4年生用の学習指導要領を見ると、以下のとおりである。

【図 5】バイエルン州 小学校第 4 学年「事実教授」

4.1 我々自身のテーマ
4.2 私と私の経験 4.2.1 人間の発達 4.2.2 自分の未来の観念
4.3 願望と欲求 4.3.1 流行 4.3.2 時間の流れの中でのステータスシンボル
4.4 共生 4.4.1 市町村で共に生きる 4.4.2 世界の中の我々、我々による世界
4.5 自然の中で生きる 4.5.1 水の自然循環 4.5.2 動物、植物にとって生活空間としての水 4.5.3 市町村の課題としての水の供給、下水処理
4.6 時間、空間における方向付け 4.6.1 地域の歴史 4.6.2 地図を読む
4.7 環境の探査 4.7.1 材料、原料の出発点 4.7.2 工業製品の循環 4.7.3 市町村の課題としてのごみ問題
4.8 自転車にのる

【図 6】Diesnterweg 社教科書目次<sup>(19)</sup>

地域／地図／我々の州／ヨーロッパ／トレンド／地位をあらわす記号／世界と我々／遠い国々／子どもの権利／私の将来／大人になる／ごみ、資源ごみ／中世の生活／騎士／生産する／リサイクルできるごみ／企業／生活圏における水／水の循環／水の供給／下水の浄化／水の保護／自転車にのる
---

そして、下位領域ごとに、さらに項目が立てられていると、【図 7】の項目があげられている。例えば、4.2.2「自分の未来の観念」のところをみる

【図 7】「自分の未来の観念」

新たなことに自信を発揮するために自分の能力について自覚すること：新たな学校、新たな学級集団 新たな要求／予期されぬことに準備する／意見の差異とかかわる
--

そして、さらに上記の各項目について 3 行程度の解説がつけられる。例えば「意見の差異とかかわる」の項目では、「状況の機会、相互作用の遊び、妥協に応じる、対立をあらゆる面で受け入れられる結果へと導く」というようにである

それゆえドイツの学習指導要領は分量的に極めて膨大なものとなり、小学校用だけで A4 版 300 ページを超える。第 4 学年用事実教授でも 7 ページにも及ぶきわめて詳細なものである。テーマ領域、下位領域、項目にわたってきわめて詳細なところまで規定していることとなる。

ドイツの教科書検定に関しては、州ごとに行われるが、ドイツの教科書検定基準を見ると、「学習指導要領の要求を満たしていること」とある。これは 1972 年の常設文部大臣会議（各州の文部大臣によって構成される）の決議にそのような記述があり、それが各州に影響を与えていてそのようになっていることは明白である。しかし、ドイツの教科書をみると【図 5】と【図 6】を比べると、学習指導要領の項目と教科書の項目は一致していないことが明らかである。また同じ州の Westermann 社の教科書<sup>(20)</sup>を見ると、「存在し、成長し、変わる」という章ではじまるなどこちらも学習指導要領の項目と教科書の項目は一致していない。Diesnterwegs 社とはまったく異なった構成となっている<sup>(21)</sup>。

このように同じ州のものでもかなり多様な教科書が存在し、学習指導要領の定める項目との一致が求められてはいない。検定基準にある「学習指導要領の要求」は大まかな意味でとらえられているにすぎない。ゆえに、

教科書検定の存在は運用次第によっては教科書の画一化をもたらすとは限らないといえる。

述べてきたようにドイツでは州ごとに教育課程基準、教科書が異なるが、州ごとに大きく異なる教科書が作成されているわけではない。政権政党の影響もさほどない<sup>(22)</sup>。ドイツにおいては、各州によって人口規模が違う（ドイツの州は人口 70 万～2000 万）複数の州にまたがる教科書も作成されている。北（Nord）版教科書（シュレスビヒ・ホルシュタイン、ハンブルク、ブレーメン）、ベルリン・ブランデンブルク版教科書などである。教科書出版社は人口の多い州の学習指導要領を主として参照する。各州の学習指導要領の共通項目を割り出して効率的に教科書をつくらうとする。人口規模の小さな州もあるゆえに、教科書出版社としてはある程度以上の部数を発行できなければ採算がとれないゆえに、州ごとに学習指導要領にちょうど相応した教科書が作成されるということではない。

ドイツの教育制度においては、多くの州で小学校を卒業後、ギムナジウム、実科学校、基幹学校などにわかれて進学する。その際は、学校内での成績をもとに担任教員と保護者の面談が行われる。最終的な決断は保護者にある<sup>(23)</sup>。州内での統一的な試験によって振り分けられるのではないゆえに、教科書記述内容がすべて同一である必要はないという事情がある。

ドイツの教科書採択単位は検定を合格した教科書リストの中から、各学校が教科会議、全体会議によって決定する。一部の州では決定に親や生徒が加わる<sup>(24)</sup>。教師が自分の授業でより使いやすい教科書を選んでいる条件が

保障されている。

### 5. 日本における教育課程基準と教科書

日本においては、学校教育法 34 条に「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」の文言があり、学校教育法施行規則 52 条に「教育課程の基準として…学習指導要領によるものとする」とある。教科書検定に関しては、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」が存在し、「学習指導要領…に示す事項を不足なく取り上げていること」とある。最高裁判例上は、「検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、本件検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判断がこれに依拠してされた」と認められる場合には、上記判断は、裁量権の範囲を逸脱したものとして、国家賠償法上違法となると解するのが相当である<sup>(25)</sup>。

1987 年の臨時教育審議会 3 次答申では、「適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されるよ

うにするとともに、教科書制度及び教科書の内容に対する信頼を高めるため、検定制度の改革を図る必要がある。」「教科書としての適格性の判定に重点を置く」「検定基準を見直し、重点化・簡素化」という意見が付され、実際に付けられる検定意見の箇所は 1990 年代以降減少している<sup>(26)</sup>。2004 年度の中学社会（公民的分野）の教科書（8 種類）の 1 冊あたりの検定意見の指摘箇所は平均で 37 箇所である。うち、検定基準 3（1）「図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと」、同 3（2）「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解しがたい表現や、誤解するおそれのある表現はないこと」が、それぞれ 35 パーセント、39 パーセントを占める。検定意見一覧を見ると、教科書に明らかな誤記が存在するときに訂正を求める場合が多くを占めると言わざるをえない。

中学 3 年公民の学習指導要領<sup>(27)</sup>と教科書の目次は、【図 8】【図 9】のとおりである。

【図 8】学習指導要領中学 3 年社会（内容）

(1)現代社会と私たちの生活 ア 現代日本の歩みと私たちの生活 イ 個人と社会生活
(2)国民生活と経済 ア 私たちの生活と経済 イ 国民生活と福祉
(3)現代の民主政治とこれからの社会 ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 イ 民主政治と政治参加 ウ 世界平和と人類の福祉の増大

【図 9】帝国書院社教科書目次<sup>(28)</sup>

第 1 部 現代社会と私たちの生活 現代社会の歩みと私たちの生活 個人と社会生活
第 2 部 私たちのくらしと経済 私たちの生活と経済 消費者として経済を考えよう 企業を通して経済を考えよう 納税者として国の経済を考えよう
第 3 部 私たちの民主政治 日本国憲法について考えよう 人権について考えよう 住民として地方の政治を考えよう 国民として国の政治を考えよう
第 4 部 地球市民として生きる 世界平和の実現をめざして 私たちの地球をみつめて 地球市民として生きる

学習指導要領の規定する「内容」には、さらに 3 行程度の説明文が規定されている。【図 8】と【図 9】を対照させればわかるように、教科書の項目立ては学習指導要領の内容と一致させて行われていることは明白である。

1987 年の臨時教育審議会の答申において、「個性豊かで多様な教科書」が提言され、実際に検定意見の数は減少している。教科書の項目立ては学習指導要領と一致しているだけでなく、それ以上の画一性が存在する。例えば、中学 3 年社会科（公民的分野）の「憲法、人権」についての記述は、学習指導要領では「人」間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる」「日本国憲法が基本的人権の尊重…を基本的原則としていること」<sup>(29)</sup>とあるのみで、教えられるべき人権の分類について事細かに指示しているわけではない。ところが、検定をうけている 8 社すべての教科書で人権は「平等権、

自由権、社会権、新しい人権、人権を守るための権利（参政権、請願権）という分類」となっている。およそそれは、憲法学界で共通認識とされている分類ではまったくない。検定でそのような意見がでるわけではない。さらに、「自由権」はどの教科書でも「精神の自由、生命・身体の自由、経済活動の自由」という分類がなされる。「新しい人権」に関しては 8 社すべてで「環境権」「知る権利」「プライバシーの権利」、「自己決定権」が 4 社に登場の教科書において登場する。日本の中学社会科教科書で語られる「新しい人権」はすべて最高裁が明確に認めた権利ではない。憲法学界で必ずしも妥当とされない分類がすべての教科書で採用されているという事実がある。

教科書の画一化が学習指導要領や検定（あるいはそれに伴う「自主規制」）のために存在するとは限らず、むしろ出版社の提出する申請図書（白表紙本）の時点で画一

性が存在しているといえる。

教科書検定の意見としては、例えば検定基準から「～を特別に強調しすぎている」といった意見が出されるが、それが恣意的に使われる可能性があるとはいえる。例えば、2005年の中学教科書検定では「竹島問題」について「韓国が不法占拠をしている」という記述を突如検定の場で求めるということがある<sup>(30)</sup>。

なお、教科書採択の単位はこれまで見てきたイギリス、フランス、ドイツがともに学校で行われるのに対して、日本の小中学校は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」教科書採択地区（2006年現在、全国に586）ごとに行われる。県内の採択地区ですべて

同じ教科書が採択されるという「県定教科書」となっている県も少なからず存在する<sup>(31)</sup>。

試験制度としては、中学卒業後に公立高校進学のためには原則として県単位で入学考査が行われること、そしてそれは教科書に出ている事項の知識量の多寡が問われる出題がされる<sup>(32)</sup>ことから、教科書の画一性が自然に生まれると思われる。

## 6. むすびにかえて

これまでの議論を整理すると【図10】のようになる。

【図10】各国における教育課程基準と教科書

	イギリス	フランス	ドイツ	日本
統一教育課程基準	あり	あり	州ごとにあり	あり
基準の詳細度	簡略	普通	詳細	普通
基準の法的拘束力	一部あり	なし	あり	あり <sup>(33)</sup>
教科書検定	なし	なし	州ごとに行う	文科省が行う
教科書使用義務の規定	なし	なし	州によってはあり	あり
教育課程基準の項目と教科書の項目の一致	なし	あり	なし	あり
教科書採択単位	学校	学校	学校	教科書採択地区

教科書検定が存在しない共通点をもつ国として英仏を比較すると、明らかに教育課程基準と教科書の項目の一致度はイギリスで小さく、フランスで大きい。それは、述べてきたような両国の試験制度の差異によって生ずると考えられる。

仏独比較をすると、法的拘束力があるドイツよりそれがないフランスのほうが教育課程基準の項目に一致した教科書が作られているという現実が見受けられる。教育課程基準と教科書の項目の一致性は検定や法的拘束力の有無よりは、これまで見てきたような試験、教育評価制度の差異に由来すると思われる。

日仏比較をすると、両国とも教育課程基準の項目と教科書の項目は一致するが、さらなる細部にわたっての画一性は日本のほうが高いといえる。

教科書検定が存在する共通点を持つ国として日独比較を行うと、両国ともに検定基準で学習指導要領への一致が求められているにもかかわらず、ドイツのほうがはるかに教科書執筆の自由度がはるかに高い。ドイツのほ

うが学習指導要領がきわめて詳細であるにもかかわらずそのような実態が存在する。その差異の存在する理由としては、ドイツにおいて検定基準に「学習指導要領の要求を満たしていること」とあるにもかかわらず、検定におけるその解釈において厳格な一致を求めていないように運用されていること、学校内で進学振り分けを行うドイツと、外部で県単位で統一的テスト（高校入試）を行う教育評価制度の差異が存在することが挙げられる。さらに、日本の教科書が検定以外の理由で画一性へと追い込まれている面があると思われる。なぜなら、既に見てきたように教科書の画一性が検定後でなく申請図書の段階ですでに存在しているからである。

「教科書内容の教育的可否は、…教育行政が『検定』制度においてとりあげる場合に…『指導助言』こそがふさわしい<sup>(34)</sup>」という見解が存在する。しかし、教科書検定を拘束力のない「指導助言」に改めたところで、教科書記述内容の教育的可否が向上するといえるであろうか。ドイツのように教科書検定と教科書の多様性を両立

させている国もある。しかし、本稿でわが国の教科書や検定の実態を見てきたところからは、検定の運用をどのように行うか以前の問題として、提出された申請図書の時点で教科書の画一性が存在しているといわざるをえず、「個性豊かで多様な教科書」には程遠い現実があるといえる。検定意見の減少（臨教審などによる提言をうけて）以降も、教科書の画一性はかわっていない。それゆえ、検定を廃止することによって問題が解決する<sup>(35)</sup>、とは考えづらいであろう。

学校単位で教科書採択が行われる英仏独と比べて、日本においては1963年の「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」で採択規模の広域化がされて以降、出版される教科書の種類はほぼ減少の一途をたどる一方である。例えば中学技術家庭教科書は1961年に18種あったのが、2006年には2種となっている<sup>(36)</sup>。そもそ

も「教科書を選ぶ」際にも選択肢が少ないという実態がある。採択単位が大きいことは、教科書の寡占化をすすめることにつながる。前の採択の際に採択率が低かった教科書会社が次の検定において撤退することがあっても、新規に教科書市場に参入する会社はほとんどない。ゆえに寡占化がすすむ一方である。また教科書出版社にとっては採択率を落とさないためには、従前に比べて大きな変更を加えた教科書をつくることはリスクとなるという現実もある。また、教育現場の多忙化がより一層すすんでいることから教材研究を行う余裕がないために、従前と大きく変更が加えられた教科書は採択されにくいという現状がある。

よりより教科書や教材が子どもの手にわたるためには、現行制度の運用の仕方に問題があるにとらえるべきなのではないかと考える。

#### －参考文献－

- (1) 初等・中等教育における PSHE（人格・社会性・健康教育）など法的拘束力を有しない教科もある。PSHE については、大津尚志「イギリスの PSHE（人格・社会性・健康教育）と citizenship 教育課程の動向」（科研費報告書、研究代表者佐々木毅『イギリスの中等教育改革に関する調査研究－総合制学校と多様化政策－研究成果報告書』、2006年3月、pp.84-89）、新井浅浩「中等学校における PSHE および市民性教育の実践」（武藤孝典・新井浅浩編著『ヨーロッパにおける市民的社会的教育の発展－フランス・ドイツ・イギリス－』2007年、pp.297-314）など参照。
- (2) Citizenship , The national curriculum for England key stage 3-4, DfEE, 1999, p.15. なお、Citizenship 科、KS4 では2009年9月より新たなナショナル・カリキュラムが実施される予定である。邦語文献として、片山勝茂「多文化社会イギリスにおけるシティズンシップ教育」（『教育哲学研究』第97号、2008年、pp.182-187.）参照。
- (3) This is Citizenship 2, John Murray, 2002.
- (4) 例えば、Citizenship for you, Nelson Thornes, 2002, Citizenship Today, Collins, 2002, 及び、大津尚志「イギリスの公民科教科書に関する一考察」（科研費報告書、研究代表者佐々木毅『イギリスの中等教育改革に関する調査研究－総合制学校と多様化政策－ 中間報告書（2）』、2005年3月、pp.42-53.）参照。
- (5) 大津尚志「イギリスの市民性教育と GCSE 試験」（武藤・新井編、前掲書、pp.315-322.）参照。
- (6) 新井浅浩ほか「イギリス」（『国語科の教科書および補助教材に関する海外調査報告書』科研費報告書、2007年、p.25.）
- (7) Ministère de l'éducation nationale, Histoire Géographie Éducation civique Programmes et Accompagnement, CNDP, 2001.
- (8) 堀内達夫「フランスにおけるリセのカリキュラム改革と総合的な学習」（『産業教育学研究』第34巻第1号、2004年、pp.51-58）参照。
- (9) Magnard, Hachette, Bordas, Hatier 社などの教科書参照。なお、大津尚志「フランスの教育課程行政と教科書に関する研究－コレージュ公民科を中心に－」（『東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』第19号、2000年、pp.21-29.）、大津尚志「フランスのコレージュにおける公民教科書分析」（『公民教育研究』第10号、2003年、pp.67-77）、大津尚志「小学校およびコレージュにおける公民教育」（武藤・新井編、前掲書、pp.49-63）参照。
- (10) 大津尚志「フランスの教育課程法制と教科書」（『日本育法学会年報』第30号、2001年、pp.198-199.）参照。
- (11) See, Éducation civique, Magnard, 2003, pp.8-9.
- (12) Bourdieu et Gros, Principes pour une réflexion sur les contenus d'enseignement, (Le Monde de l'Éducation, avril 1989, p.16.)
- (13) Ministère de l'éducation nationale, de la recherche et de la technologie, Rapport de l'inspection générale de l'éducation nationale, La Documentation Française, 1999, p.62.
- (14) 過去の DNB の問題を収録した本、例えば Histoire Géographie Éducation civique, Annabrevet 2006, Hatier, 2005. 参照。
- (15) 大津尚志「イギリス・フランスの前期中等教育公民科における教育目標と評価」（『公民教育研究』第12号、2005年、pp.113-125.）、参照。
- (16) Éducation civique, Nathan, 1999.
- (17) 大津尚志「ドイツの教育課程法制と教科書」（『中央

- 学院大学社会システム研究所紀要』第6巻第1号, 2005年, 109-119頁) 参照。
- (18) Bayerisches Staatsministerium für Unterricht und Kultus, Lehrplan für die bayerische Grundschule, 2000.
- (19) Bausteine Heimat- und Sachunterricht 4, 2003, Diensterweg.
- (20) Heimat- und Sachunterricht, Mobile 4, Bayern, 2003, Westermann.
- (21) 大津尚志, 前掲論文(17) 参照。
- (22) Idid.,
- (23) 大野亜由未「発言することを学ぶ学校ードイツ」(二宮皓編『世界の学校』学事出版, 2006年, p.38) 参照。
- (24) 長島啓記ほか「ドイツ」(『国語科の教科書および補助教材に関する海外調査報告書』科研費報告書, 2007年,)
- (25) 高嶋訴訟最高裁判決(平成17年12月1日), 『判例時報』1922号, p.72.
- (26) 例えば, 1980年に行われた検定では, 1冊の教科書に600箇所以上の意見がつけられたという。『教育を追う 教科書検定』毎日新聞社, 1982年, pp.14-53.参照。
- (27) 『中学校学習指導要領』1998年, p.29.
- (28) 『中学生の社会』帝国書院, 2005年
- (29) 『中学校学習指導要領』大蔵省印刷局, 1998年, p.30.
- (30) 『毎日新聞』2005年4月6日
- (31) 『教科書レポート』第46号, 2002年, pp.64-65.参照。
- (32) 「新学力観」が学校現場に導入された時期から, 若干の変容はある。澁澤文隆編著『新学力観に立つ社会科の高校入試問題と授業改善』明治図書, 1997年, 参照。
- (33) 伝習館高校事件最高裁判決(平成2年1月18日), 『判例時報』1337号, p.3.
- (34) 兼子仁『教育法(新版)』有斐閣, 1978年, p.392.
- (35) 例えば, 子どもと教科書全国ネット21編『最良の「教科書」を求めて』2008年, p.69, 参照。
- (36) 『教科書レポート』第50号, 2006年, p.68.参照。